

論文委員会規程

(目的)

第1条 論文委員会は論文誌の発行を行う。

(構成)

第2条 論文委員会は委員長、副委員長、委員により構成する。

第3条 委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4条 副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5条 副委員長は委員長の補佐を行う。

(業務)

第6条 論文委員会は次の業務を行う。

(1) 論文募集と査読業務を行う。査読業務とは、査読者の決定、査読過程の管理、採否の検討と決定を指す。

(2) 特集のテーマを決定し、依頼を行う。

(論文の査読)

第7条 論文査読は次のプロセスによって行う。

(1) 投稿論文は論文委員会が受理した日を受け付け日とする。

(2) 論論文委員会において査読者（2名、第一査読者、第二査読者）を決定する。2名の査読者のうち、少なくとも1名は学外者とする。第8条（2）にもとづいて行われる第三査読においては編集委員会構成員1名による第三査読者の兼務を妨げない。

(3) 査読者、投稿者ともに匿名とする。査読期間は原則として1か月とする。（特別の事情がある場合はこれよりも短い期限でよい）

(4) 論文委員会は査読過程を管理し、期限を過ぎた査読者に対しては催促を行う。催促に応じない場合には、別の査読者を選定する。

(5) 必要に応じて、投稿者に論文の修正を求める。論文の修正は1回のみとする。修正期間は原則として1か月とする。期限が過ぎても返答がない場合および著者から申し入れがあった場合は、取り下げとする。

(6) 査読結果にもとづき論文の修正が行われた場合、2名の査読者に対し再査読を依頼する。再査読の期限は原則として1か月とする。期限を過ぎた査読者に対しては催促を行う。催促に応じない場合には、論文委員会が最終的な判定を行う。

(採否の判定)

第8条 採否の判定は次の方法による。

(1) 採否判定の責任は、委員長にある。

(2) 論文委員会は、査読者の結果報告に問題がないかを確認し、問題がなければ以下の原則に従って採否の判定を行う。

（2-1）2名の査読者がA判定（このまま、あるいは軽微な字句の修正のうち掲載可）とした場合、採録

とする

(2-2) 査読者のうち1名がD判定（掲載不可）とした場合、採録しない

(2-3) 1名の査読者がA判定とし、もう1名の査読者がB判定（部分的な修正のうち掲載可）もしくはC判定（内容面あるいは構成面に関して大幅な修正が必要）とした場合、あるいは2名の査読者がともにBないしC判定とした場合、投稿者に論文の再提出を求める。論文が再提出された場合、再査読を行う。その際の判定は、AもしくはDのいずれかとする。査読者による判定結果がいずれもA判定となった場合にのみ、採録とする。

（附則）

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに未来の人類研究センター会議に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2024年4月1日より実施する。
- 3 規程を変更する場合は、未来の人類研究センター会議の議決を経る。